

大正十五年七月二十三日

委員長伊東顧問官

委員平山顧問官

石黒顧問官

中村顧問官

大森顧問官

皇統譜令案審査報告

秋

## 皇統譜令案審査報告

今回御諮詢ノ皇統譜令案ニ關シ本官等審査委  
員タルノ命ヲ受ケ本月二十一日ヲ以テ委員會  
ヲ開キ宮内大臣及關係諸官ノ辯明ヲ聽キテ之  
カ查覈ヲ遂ケタリ

抑、皇統譜ハ大統及皇族ノ身分ニ關スル事項ヲ  
登錄シ以テ源流ヲ徵明シ本末ヲ疏證スル典籍  
ニシテ寔ニ國家至重ノ寶篠ナリ然ルニ皇室典  
範第三十四條ニ皇統譜ハ圖書寮ニ於テ之ヲ尚  
藏スヘキ旨ノ規定アルニ止マリ皇統譜ノ種別

調製ノ方式、登録事項其ノ他之カ修輯ニ關シテ  
ハ未夕別段ノ條規ヲ公布セラルニ至ラス為  
ニ明治初年以來官中ノ有司ヲシテ皇室御系圖  
ノ取調ニ從事セシメタルモ其ノ依據スル所ハ  
僅ニ暫定ノ内規ニ過キサルハ正ニ規程ノ闕陷  
ナリト言ハサルヘカラス本案ハ皇室令ヲ以テ  
皇統譜ノ修輯ニ關スル要綱ヲ明定シ賴リテ從  
前ノ闕典ヲ補充シ皇室ノ制度ヲ完備セムトス  
ルモノニシテ章ヲ別ツコト四、條ヲ立ツルコト  
四十二、第一章總則ニ於テ皇統譜中ノ種別、皇統

譜調製ノ方式其ノ他一般ノ規模ヲ定メ第二章  
大統譜ニ於テ大統譜修輯ノ要規ヲ定メ第三章  
皇族譜ニ於テ皇族譜修輯ノ要規ヲ定メ第四章  
補則ニ於テ從來ノ皇統譜ニ記載シタル事項ニ  
關スル措置ヲ定メタリ今各章條規ノ要旨ヲ約  
説スレハ大凡左ノ如シ

(一) 皇統譜ヲ別チテ大統譜及皇族譜ノ二種ト為  
シ(第二)總テ之ニ副本ヲ備ヘ副本ハ内大臣府  
ニ於テ之ヲ保管スヘキモノトシ(第三)皇統譜  
及副本ノ調製ノ様式ヲ定メ(第三)皇統譜ノ登

錄ハ移記ノ場合及判決ニ基ク場合ヲ除クノ  
外公布又ハ公告アリタル事項ニ付テハ其ノ  
公布又ハ公告ニ依リ之ナキ事項ニ付テハ勅  
裁ヲ經テ之ヲ行フヘキモノトシ(第四)皇統譜  
ノ登錄又ハ附記ニ錯誤アルコトヲ發見シタ  
ルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經勅  
裁ニ依リ之ヲ訂正シ(第五)判決ニ依リ皇統譜  
ノ登錄事項ニ變更ヲ生シタルトキハ其ノ判  
決ニ基キテ之ヲ訂正シ(第六)此等ノ訂正ノ場  
合ニ於テハ抹消又ハ變更ノ登錄ヲ為シ且事  
由ヲ附記スヘキモノトシ(第七)皇統譜副本  
登錄及附記ノ正本ニ基キテ之ヲ行フヘキモ  
ノトシ(第八)皇統譜及副本ノ登錄又ハ附記ノ  
様式ヲ定メ(第九)皇統譜ノ登錄及附記ニ關ス  
ル記錄ハ圖書寮ニ於テ之ヲ尚蔵スヘキモノ  
トス(第十)

(二) 大統譜ハ天皇ニ由リ門ヲ分チテ其ノ代數ヲ  
掲ケ名門ニ天皇ノ欄及皇后ノ欄ヲ設ケ(第十一)  
天皇ノ欄ニハ御名、父母、誕生ノ時所、命名、践祚  
及改元ノ年月日、元號、即位禮大嘗祭成年式及

大婚ノ年月日、皇后ノ名崩御ノ時所追跡及大喪儀ニ關スル事項ヲ登錄シ(第十一條)皇后ノ欄ニハ名父母誕生ノ時所命名及大婚ノ年月日崩御ノ時所追跡及大喪儀ニ關スル事項ヲ登錄シ〔第十二條〕攝政ヲ置キタルトキ其ノ交送アリタルトキ又ハ其ノ止ニタルトキ皇后崩御シタルトキハ之ニ關スル事項ヲ天皇ノ欄ニ登錄シ(第十四條)及第十五條)親王王カ大統ヲ承ケタルニ因リ其ノ妃ノ皇后ト為リタルトキ皇后ノ皇太后ト為リタルトキ皇后ノ太皇太后ト為リ

タルトキ皇后太皇太后ノ攝政任シ又ハ之ヲ寵メタルトキハ之ニ關スル事項ヲ皇后ノ欄ニ登錄シ(第十六條)及第十七條)其ノ他皇后ノ皇太后ト為リタル後ニ生シタル事項モ亦皇后ノ欄ニ登錄スヘキモノトシ〔第十八條〕親王王カ大統ヲ承ケタルトキ又ハ内親王女王カ皇后ト為リタルトキハ該親王王及其ノ妃又ハ該内親王女王ノ欄ニ記載シタル事項ヲ皇族譜ヨリ大統譜ニ移記スヘキモノトス

(三) 皇族譜ハ所出天皇ニ由リ簿冊ヲ區分シ各親

王内親王王女王ニ付一欄ヲ設ケ妃ニ付テハ夫ノ所出天皇ニ屬スル簿冊ニ各一欄ヲ設ケ

(第二十) 各欄ニハ名、父母、誕生、時所、命名成年

(第二十一) 各欄ニハ名、父母、誕生、時所、喪

式及婚嫁、年月日、配偶者ノ名、薨去、時所、喪

儀ニ関スル事項ヲ登録シ(第二十二)立太子又ハ

立太孫ノ禮ヲ行ヒタルトキ、親王王ワ大統ヲ

承ケタルニ因リ其ノ直系卑属タル王女王又ハ王ノ妃カ親王内親王又ハ親王妃ト為リタルトキ、天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承ケタルニ

譜ニ

因リ其ノ兄弟姉妹タル王女王ニ親王内親王

ノ號ヲ宣賜シ從テ王妃カ親王妃ト為リタル

トキ、皇室典範第九條ノ規定ニ依リ皇位繼承

ノ順序ヲ換ヘタルトキ、親王妃王妃離婚ノト

キ、皇室典範增補第一條乃至第四條ノ規定ニ

依リ皇族臣籍ニ入り又ハ皇族臣籍ニ降サレ

タルトキ、皇族身位令第三十四條ノ規定ニ依リ臣籍ヨリ入りタル寡妃ノ實家ニ復籍スル

トキ、皇室親族令第三十二條又ハ第三十三條

ノ規定ニ依リ離婚シタル妃ノ臣籍ニ入ルト

キ、内親王女王カ皇族ニ非サル者ニ嫁シタルトキ、配偶者ノ薨去シタルトキ、皇族、攝政ニ任シ又ハ之ヲ罷メタルトキ、皇族失踪、宣告ヲ受ケ又ハ其ノ宣告、取消アリタルトキハ之ニ關スル事項ヲ當該皇族、欄ニ登録及附記スヘモノトシ(第二十四條乃至第二十八條)親王王カ大統ヲ承ケタルトキハ其ノ直系卑属及直系卑属ノ妃、欄ニ記載シタル事項ヲ其ノ所出天皇ニ属スル簿冊ニ移記シ(五條)内親王女王カ親王王ニ嫁シタル場合又ハ内親王女王ニシテ親王妃王妃タルモノノ離婚、場合ニ於テハ所出天皇同シキトキハ欄名ヲ改ムルヲ以テ足ルモ其ノ同シカラサルトキハ内親王女王ノ欄ニ記載シタル事項ヲ親王ノ妃、欄ニ移記シ又ハ親王妃王妃ノ欄ニ記載シタル婚嫁後、事項ヲ内親王女王ノ舊欄ニ移記スヘキモノトシ(第二十九條)皇族譜ヨリ大統譜ニ又ハ皇族譜中一ノ欄ヨリ他ノ欄ニ移記シタルトキノ登録及附記ノ様式ヲ定ム(第三十)

(四) 神代ノ大統ハ勅裁ヲ經テ大統譜，首部ニ之  
ラ登録シ（第三十九條）光嚴天皇光明天皇崇光天皇  
後光嚴天皇及後圓融天皇ニ係ル事項ハ勅裁  
ヲ經テ別ニ簿冊ラ設ケ大統譜ニ準シテ之ヲ  
登録スヘキモノトシ（第四十條）其ノ他從前ノ皇  
統譜ニ記載シタル事項ハ本令ノ規定ニ準シ  
勅裁ヲ經テ之ヲ本令ニ依ル皇統譜ニ登録シ  
本令ニ依ル登録事項ニ非サルモ登録ヲ必要  
トスルモノハ勅裁ヲ經テ之ニ登録スヘキモノ  
ノトシ（第四十條）其ノ登録スヘキ簿冊中ノ欄ノ區  
別ラ定ム（第四十條）

按スルニ皇統譜ハ皇室系統ノ源流本末ヲ疏明  
スヘキ記録ニシテ其ノ國家最重ノ典籍，一タ  
ルコトハ皇室典範ニ特ニ之カ尚藏ノ規定ヲ設  
ケタルニ徵スルモ洵ニ明瞭ナリ然ルニ皇統譜  
ヲ修輯スルノ楷法ニ關シテハ今ニ至ル迄席室  
ノ法制ヲ以テ明確ナル條規ヲ公定セラルコ  
トナカリシハ重大ナル關典ナリト謂フヲ妨ケ  
ス今ヤ皇家ノ成法漸ク整備シ典章燦然タラム  
トスルニ方リ茲ニ本案ノ皇室令ヲ以テ皇統譜

令ヲ制定シ以テ皇統譜修輯ノ規範ヲ昭明スル  
ハ蓋シ最ニ事宜ラ得タル措置ナリト言フヲ憚  
ラス而シテ本案ノ條章ヲ通看スルニ其ノ大體  
ノ結構ニ於テモ其ノ各目ノ條項ニ於テモ別ニ  
非議スヘキ廉ラ認メス仍テ審査委員會ニ於テ  
ハ本案ハ此ノ儘之ラ可決セラレ然ルヘキ旨全  
會一致ヲ以テ議決シタリ  
右審査ノ結果ヲ報告ス

大正十五年七月二十三日

審査委員長

審査委員

樞密顧問官男爵平山 成信

樞密顧問官子爵石黒 忠惠

樞密顧問官男爵中村雄次郎

樞密顧問官男爵大森 鍾一

樞密顧問官男爵目賀田種太郎

樞密顧問官 松室 致

樞密顧問官 江木 千之

樞密顧問官男爵田 健治郎

(病氣閣席ニ付  
決議ニ與ラス)

枢密院議長倉富勇三郎殿

六三

大正十五年七月二十三日

委 負 長 富井顧問官

氏

委 負 平山顧問官

氏

大森顧問官

氏

黒田顧問官

氏

古市顧問官

氏

江木顧問官

氏

櫻井顧問官

氏

市町村境界ノ變更アリタル場合ニ於ケル衆  
議院議員選舉ノ施行一關スル件審査報告